

京都市告示第110号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンターの文化・スポーツ施設を次のとおり臨時に休所します。

平成31年4月26日

京都市長 門川 大作

臨時に休所する日

平成31年4月30日（火）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）